



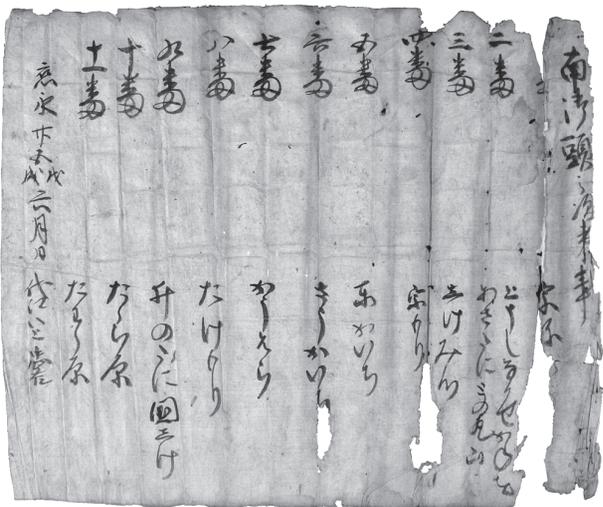
中世の宮座関係文書

— 大宮八幡宮神主堀江家文書から —

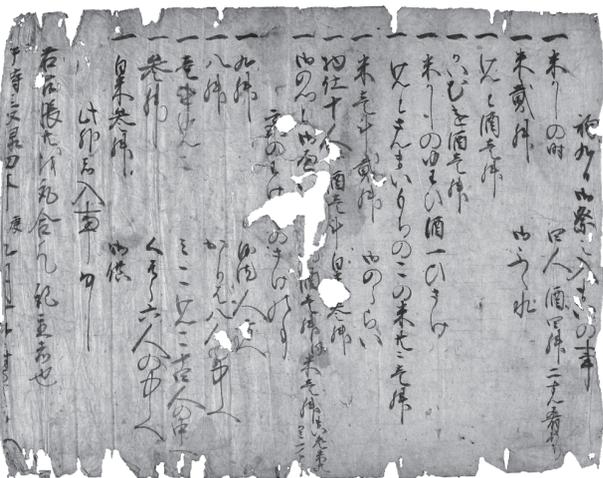
ここで紹介するのは、昨年（平成二十四年）十一月に当館に寄贈された恵蘇郡南村（現在の庄原市高野町南）の大宮八幡宮の神主を勤めた堀江家に伝来した古文書である。

大宮八幡宮は、古くは高麗神（古事記に出てくる神）を祀っていたと伝える。のちに石清水八幡宮が勧請され、さらに、鎌倉時代の末期に地岬庄地頭山内氏によって鶴岡八幡宮が勧請されてからは、山内氏及びその同族と見られる多賀山氏と深い関わりを持つようになった。

江戸時代になると、山内氏や多賀山氏との関係はなくなつたが、大宮八幡宮は高野山組の惣領守として近隣の尊崇を集めた。左に掲げた文書（上）は、堀江家文書の中で一番古い応永二十五年の年号を持つもので、室町時代の宮座組織が存在したことを示す文書だと考えられている。



みなみ おとうの しだいのこと
南御頭之次第事 応永 25 年(1418) 6 月



はちまんぐらうやくの しだいのこと
八幡宮頭役之次第事 (年未詳)

宮座というのは、神社の氏子の中の特定のメンバーが構成する一種の祭事組合のようなものである。神社で祭祀があるときは、その構成員の中から世話役に当たる者が出ることになっていて、これを頭役（あるいは頭屋）と呼ぶ。このような祭祀習俗の起源は中世にまで遡ると考えられており、形や性格を変えながらも、宮座が現在まで続いている神社は日本各地（特に近畿・中国地方）に広く見られる。

冒頭にある「御頭」とは頭役のことであり、この文書によって、南（南八幡宮＝大宮八幡宮）では、地名や名の名前で示される十一の集団が祭事の頭役を勤めうるメンバーとして宮座を構成していたことが知られる。

下の文書も頭役の次第を書き上げたもので、より時代の新しい文書である。各番は三、四個の名によって構成されているが、上の文書と連続するものは少ない。これは、旧来の名が解体し、新たに祭祀を担える集団が登場したと関係があると考えられている。

（長沢 洋）

広島県重要文化財に指定された

広島県深安郡山野村役場文書

広島大学非常勤講師 柵橋久美子
(広島県文化財保護審議会委員)

【行政文書初の県重要文化財指定】

平成二十五年一月二十四日、広島県教育委員会は県立文書館収蔵の「広島県深安郡山野村役場文書」を広島県重要文化財（歴第五号）に指定した。

同役場文書は、山野村（現福山市山野町）役場が業務遂行のために作成した行政文書を中心とする文書群で、山野郷土資料保存会が永く地元で保管していたが、平成八年九月に保存会から文書館へ寄託され現在に至っている。

広島県が行政文書を重要文化財に指定したのは初めてである。全国的には十年ほど前から行政文書の文化財指定が本格化している。県の調査によるとその数は、国によるもの四件、都県によるもの六件、市町村によるもの一三件。このうち、国の重要文化財指定四件は、京都府・山口県・埼玉県・群馬県の行政文書で、すべて府県レベルの行政文書である。山野村役場文書のような市町村作成の行政文書の県文化財指定は、福岡県有形民俗文化財に指定されている「星野村戸籍等民政資料」に次ぐものであるが、同民政資料は有形民俗文化財での指定であり、山野村役場文書は歴史資料として県重要文化

財の指定を受けた全国初の村行政文書となった。

【概要と特徴】

平成八年の寄託後、文書館では同文書を整理し仮目録を作成（文書館のホームページから閲覧可能）し、同役場文書を利用した研究成果を文書館紀要や文書館だよりに発表している。平成十八年度には収蔵文書展「残された村の記録―広島県深安郡山野村役場文書―」を開催した。

これらをご覧になった方もおられるであろう。このように、山野村役場文書の概要はすでに知られているので、今回は同村役場文書の重要文化財指定をうけて、私も参加した指定前調査によって判明した点を含め、改めて同役場文書の紹介と歴史資料としての特徴を考えたい。

まず概要から。文書館に寄託された文書点数は八〇七一点。このうちの八五％が、山野村が近代の自治体として存続した明治四年（一八七二）の廃藩置県後から、昭和三十年（一九五五）三月に加茂村・昭和村との合併で加茂町となるまでの間に、村役場で作成された文書である。内容は役場の各職掌が作成した簿冊と国の法令、県・郡の布達・通達類である。簿冊は土地、税務、戸籍、勸業、土木、教育・文化、宗教、庶務、人事、保健・衛生、議会、選挙、兵事、その他と項目分けでき、各職掌が作成した文書がほぼ連続して伝来している。

また、数量は全体の三％ほどだが、元禄十三年（一七〇〇）作成の検地帳、天保十三年（一八四二）作成の名寄帳などの近世庄屋文書を含んでいる。これらは、廃藩置県後、役所が業務遂行のために旧庄屋から引き継いだと判断できる史料である。



山野民俗資料館(旧山野村役場)
広島県教委文化財課提供

さらに指定前調査によって、山野郷土資料保存会が保管しながら文書館へ寄託されずに、現在も山野民俗資料館に所蔵されている文書が一千点余りあることが分かった。寄託時に民俗資料館で展示中であった文書と、寄託された文書とは別置されていた文書である。これら一千点余りの文書も山野村役場で作成したことが確認できた。今回の重要文化財指定は

文書館寄託分だけだが、山野郷土資料保存会がもとと保管していた旧役場文書の点数は九千点を超える膨大な文書群であったことが判明した。

次に作成期間である。山野村役場文書の作成期間は、元禄十三年から昭和五十年（一九七五）に及ぶ。この二七五年間には日本の歴史の中でもことに大きな社会変革期を含んでいる。近世から近代への期間と戦前から戦後への期間である。この二度の変革期を含んだ行政文書がまとまって伝来しているのは、県内は言うまでもなく全国的に見ても大変に希少である。

以上のような山野村役場文書の学術資料としての特徴は、第一に近世の庄屋文書を含んで長期間にわたる村役場文書が伝来している点に、第二に村役場のすべての職掌で作成された行政文書が連続して伝来している点にあるといえよう。

【伝来の背景】

行政文書の重要文化財指定が進みつつあることは先述したが、実は行政文書の伝来は難しい。山野村役場文書が行政文書の伝来を阻む要因をクリアした背景を三点指摘したい。

まず、保存年限を過ぎた行政文書の廃棄を徹底しなかったこと。近代以降の行政文書は文書管理規程によって保存年限が決められ、保存期間が過ぎると廃棄される。広島県でも、地方行政制度の統一

をめざす政府の意向を受けて、明治十年代に入ると行政文書の作成・管理・保存に関する通達を都市町村へ何度が発した。しかし、山野村では規程に沿った文書処理が厳密には行われなかったようで、結果として永年保存文書以外の文書も伝来することとなった。ただ、第二次世界大戦敗戦直後、軍部・警察の焼却命令により兵事・事変関係文書は一部が焼却された。

次に、山野村では行政文書が散逸し廃棄される機会が少なかったこと。保存年限を過ぎて保管されていた行政文書が散逸・廃棄する大きな契機として、市町村合併と庁舎の移転・改築がある。これらは組織改編や引越を伴うので、保管の必要のない行政文書が処分される契機となった。これに関しても、山野村はこのような機会が最小限だった。近隣の村々では廃藩置県後合併が進むが、山野村の初めての合併は明治二十二年（一八八九）で、隣村の矢川村と合併して新しい山野村が成立した。これ以降は昭和三十年の合併で加茂町となるまでの六十六年間、統廃合はなかった。また、矢川村との合併後間もない明治二十五年に役場庁舎が新築され、加茂町誕生まで使われた。つまり、保存期間を過ぎて保管されていた行政文書が廃棄される機会が少なかつたのである。

利用されている。明治二十年代に建てられた役場庁舎の現存は全国的にも稀で、旧庁舎も貴重な歴史遺産である。庁舎建築時の資材の調達や費用、竣工式典の内容を伝える文書も伝来している。最後に、村内での郷土資料保存活動がある。地域に根付いたこの活動が、不要となった行政文書を村が保管し続けた最大の背景であろう。大正十四年（一九二五）に発足した山野郷土保存会は「一村一邑の小歴史集て浩瀚なる国史は構成せらる」との趣旨で、会員は郷土資料の収集や史跡・名勝の研究を精力的に行い発表した。保存会の会員は、昭和三十年の合併による山野村廃止時に、旧役場文書処分を反対した。

その後も、旧役場文書は旧役場庁舎に保管され続けたが、調査に訪れた広島大学教授がその高い学術的価値を指摘し保管を続けるよう助言した。昭和四十五年、地元有志は山野郷土資料保存会を発足させ、町民から募った寄付金で山野農事センターの小部屋を文書保管庫に改造し、広島県史編さん室の協力を得て文書の分類・整理を終え、新設のスチール書架に納めた。同四十七年には『山野郷土資料館収蔵目録』を刊行した。

このような地元の方々の文書保存活動は、行政文書としての役割を終えた文書に学術資料という新しい価値を付与したといえる。今でこそ、行政文書も地域の歴史を解明するための知的財産とする認識が浸透し、行政文書の文化財指定も進んでいる。しかし、山野村で保存活動が始まった大正期にはこのような認識は乏しいものだった。山野村での郷土資料保存活動は、地域住民による早い時期からの資料保存活動の貴重な例として顕彰することができよう。

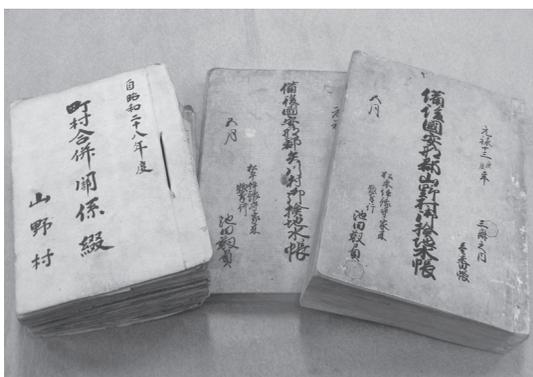
【明らかになること】

山野村役場文書からは、ある時期の村の現状・課題、県や他の自治体とのやり取り、村民の生活など、村と村民の具体像を詳細に明らかにできる。そして、それらの変化を一つの村を対象に解明できる。たとえば、村議会議事録を分析すれば、村の課題とそれへの対応が分かる。村税課税・納入の記録からは村の経済状況が分かる。また、役場の行政事務遂行のための、役場内の組織・業務内容・職員数なども明らかにできる。さらに、県からの布達・通達類からは原爆投下によって焼失した県庁文書に代わり、県行政の一端を知ることができる。

山野村役場文書は、近代の村と村民をある時点で多角的に解明できるし、移り変わりを明らかにすることもできる。大変に価値ある歴史資料といえる。

最後に、指定前調査で得た知見を一つ紹介したい。元禄十三年「備後国安郡那野村御検地水帳」（正本）と同年「備後国安郡那野村御検地水帳」（寛政四年の写本。「庄屋宅焼失時に焼失したので、御役

所のものを借りて写した」との注記あり）の伝来から、水野氏断絶後、幕命をうけた岡山藩が行った旧水野領の元禄検地の正本は三部があったことが分かった。『広島県史』には元禄検地の検地帳は「関係者の押印を得て、一部を代官へ、もう一部を村々へ下げ渡した」（近世一・二九五頁）とあり、正本は二部作成された読み取れる。山野村役場文書に伝来する両村の検地帳は「村々へ下げ渡された一部」で間違いなのである。一方、広島大学中央図書館には元禄十三年の両村の検地帳が三部ずつ所蔵されている。閲覧すると二部が正本で一部は写本だった。山野村役場文書として両村の元禄十三年検地帳が伝来したことで、旧水野領での元禄検地では正本が三部は作成されたことが判明した。



元禄13年の山野村(右)と矢川村検地帳(中)、昭和28年度の町村合併関係綴(左)

《収蔵文書展によせて》
瀬戸内海和歌の旅

瀬戸内海は、古代以来、遣唐使や様々な官吏・使節が通行した「海の道」であり、その風景は、八世紀末に編纂された『万葉集』をはじめ、数多くの和歌や漢詩に詠まれてきました。

ところで、西田正憲『瀬戸内海の発見』（中公新書、一九九九）によると、近世以前の人々にとって、風景とは、歌に詠まれたところ（歌枕）や文学・故事・神話・伝説の地である名所旧跡が中心であり、実際の景観そのものよりも、その場所にまつわる特別の意味が重要であったとしています。また、自然描写をしつつも、家族への思いや望郷の念をうたうことが主目的となったものが多く、こうした近世以前の人々にとっての風景を「意味の風景」と称しています。

一方、近世に入ると、より客観的・写實的に（視覚の風景）を観察するまなざしが芽生えるようになります。特に十八世紀以降、商品経済の発達に伴い、街道や宿場が整備され、社寺参詣や名所遊覧など庶民の旅が盛んになると、様々な道中記や紀行文が生まれ、その中で詠まれる和歌も、自然の風景を素直に捉えたものが増えていきました。

広島県立文書館に収蔵された資料の中には、江戸時代の庶民が記した旅日記が



和歌を記した旅日記

上の2点が「玉浦紀行」中
央(2段目)が「(讃岐)道中日
記」、下が「道後入湯記」

多く残っており、それらの中には、旅の風景を詠んだ和歌を数多く記したものが含まれています。江戸時代の瀬戸内海の風景を詠んだ和歌は、刊行された和歌集や紀行文にも数多く掲載されていますが、こうした私的な記録類も含めると、まさに無数の和歌が存在すると言えます。ここでは、それら旅日記に記された和歌を取り上げ、江戸時代の瀬戸内海の旅の風景を追ってみることにします。

「玉浦紀行」

賀茂郡吉川村の割庄屋竹内家文書の中に、「玉浦紀行」（請求記号八八〇一一六四三八・六八九七）という旅日記があります。これは、竹内家の当主が、尾道（玉浦）は尾道の古名）へ旅をした時の記録で、各地で詠んだ和歌が随所に記されています。竹内家では、これを知人に配つたらしく、竹内家文書の中には同書拝受の礼状も残っています。

この旅では、三月二十三日に賀茂郡吉

川村を出発し、「田口・福本（東広島市西条町）といふ山里」を経て、三津浦（同市安芸津町三津）にて一泊しています。二十四日に三津浦を出船する際、詠まれたのが次の一首です。

「漕出てはれ間も三津の浦船や／

いつかはてなき／春雨の空」

吉名・竹浦（竹原）・高崎・忠海の沖を

通行し、その日の暮れに尾道に着いてい

ますが、あいにく雨天に見舞われます。

「雨乃夜に／淋しくやとる／枕にも／

もらさでつぐる／暁の鐘」

二十七日にようやく晴れて帰路につき

ます。糸崎の浦に船を寄せ、糸崎神社の

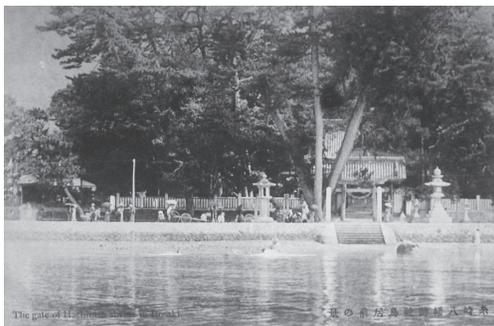
神殿を参拝したあと、付近の松原に目を

向けています。

「千年経る／みとりの松ハ／枝たれて

／朝日か、やく／糸崎の浦」

能地を経て高崎に着く頃には、日も西



糸崎神社（明治末期頃の絵葉書から）



三津町と湊（明治末期の絵葉書から）

の海に入り、「夜さ吹風にいさり火の見へけれバ」として、また一首詠んでいます。「高崎の浦漕船のいさり火ハ／波間に影のうつりてそ見ゆ」

夜半過ぎには、三津浦に帰着し、最後の一首を詠んでいます。

「うは玉の夜の海原／漕わけて／三津のうらわに／着にける哉」

「讃岐）道中日記」

広島城下京橋町にあった商家保田家（屋号・縄屋）の文書には、多くの旅日記が含まれており、これらの中にも多くの和歌が記されています。この「（讃岐）道中日記」（請求記号九八〇八一二三）は、同家六代当主九左衛門忠昌が知人と共に和歌を詠みながら、讃岐へ船旅した時の日記で、十八世紀終わりから十九世紀初め頃のものです。

四月十八日に船出した忠昌は、その夜、厳島の徳田及久という人物のもとを訪れ、翌日、二人で厳島を出発します。その日の夕方には雨が降り出し、音戸の瀬戸で船を泊めて一泊します。

「古さとの影の忍の露よりも／舟の苦もる／雨のさひしさ」

二十日には、横島（呉市安浦町）に上陸。「よこ嶋」といふ小嶋にあかりて貝つもの（貝類）ひろふ」として、次の二首を詠んでいます。

「名もしらぬ／小しまか磯におりたちて／手すさむ程のかひも有けり」

「いろいろを／よむにも数の／つきせねは／ひろふ貝ある／浜の真砂哉」

二十一日には糸崎に着船し、浜ぎわの松原を、名所である須磨浦（兵庫県神戸市須磨区）に例えています。

「誰かまた／こゝにうつつて／津の国や／須磨のうらははの／松の面影」

その後、尾道・向島を過ぎて田島（福山市内海町）へ向かう間、海上は波も穏やかで、雲一つない晴天に恵まれます。忠昌は、その情景も歌にしています。

「言の葉も／筆もいかにてか／およはまし／見るめにかわる／浦の気色は」

船はその後阿伏兎（福山市沼隈町）に着き、二人は観音堂を参ったあと、山道を経て鞆の町へ行き、「葉酒店」（保命酒店）や「祇園之社」（沼名前神社）などを訪れ、一泊しています。

二十二日の朝、鞆を出発した二人は、午前中には下津井に到着。そこから讃岐国高松へ向けて出帆するものの、この日は風が強くて波が高く、「舟のうちミな泣になきて」と記しています。

「世中を／たとへてはいはく／浪の上に／浮浴する／舟の行すえ」

「風荒る、／此海中を／行舟に／世の

危そ／おもひしらる、」

船は正午頃出帆し、約二時間かけて高松に無事着船。その後屋島へ登り、屋島寺や古戦場などを見て回っています。

「道後入湯記」

保田家の旅日記の中で、瀬戸内海の景観を詠んだ和歌を多く含むものに、伊予国の道後温泉を訪れた日記「道後入湯記（とうこ入湯記・道後入湯之記）」（請求記号九八〇八一三〇）があります。筆跡から、さきの道中日記と同じく、六代当主九左衛門忠昌のものと考えられます。

五月七日に宇品島を出帆した船は、まず音戸の瀬戸へ向かいます。途中、呉の「からすこしま」（烏小島）を見て、松の木一本もなく、青々とした芝草のみに覆われた姿を次のように詠んでいます。



烏小島方面

（烏小島は大正期に埋め立てられ、今は存在しない。中央に停泊する潜水艦の背後が「アレイからすこしま」公園。）

「磨る墨乃／色もとみれハ／さもなくて／からす小しま乃／山乃芝草」

音戸の瀬戸に着いたのは、漁師たちが家路に向かう夕暮れ時で、また、夜には螢が飛び交う光景を目にしています。

「夕けふり／たつをしるへに／海士人は／わか住岡に／漕かへるらむ」

「飛ほたる／うつれる影を／友とてや／磯きはとをく／うかれ出るらん」

八日出帆した船は、倉橋島の東の突端にある亀が首を経て南下していきます。



「道後入湯記」に描かれた亀が首の挿絵

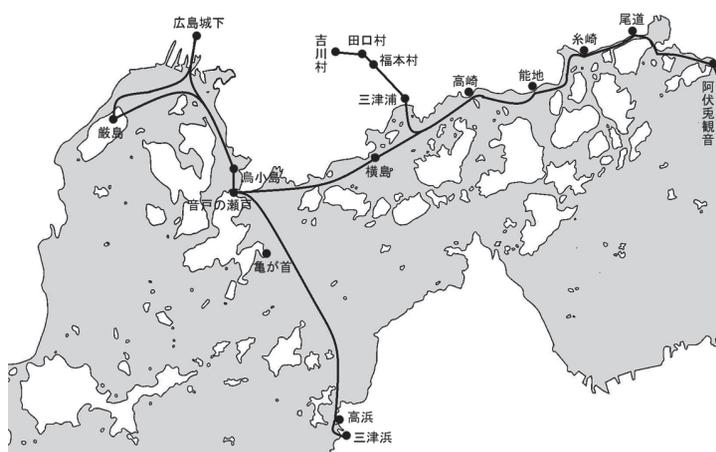
「けふこそは／のどけく越て／よろつ世の／齢をちきる／亀か首嶋」

その後、夕方には高浜（愛媛県松山市）にて一泊し、翌日、三津浜（愛媛県松山市）へ着船して、昼頃道後温泉に到着しています。

以上は一例ですが、当館の収蔵資料をひもとけば、恐らく瀬戸内海を詠んだ和歌や漢詩は、他にも多数見つけることができるでしょう。旅が大衆化した江戸時代の和歌は、それ以前のものに比べ、歌枕や名所旧跡といった伝統的風景に縛ら

れることなく、より庶民的な目線で実景を素直に詠んだものが多く、現代の私たちから見ても、理解しやすいものが多いと言えます。また、そこで詠まれた風景は、白い帆を張った木造船が行き交う姿や、工業化する以前の瀬戸内海の湊や島々の姿であり、すでに失われた風景を詠んだものが少なくありません。これらの和歌は、当時の瀬戸内海が持っていた風情を伝えてくれるものであり、瀬戸内海の魅力を再認識させてくれるものと言えます。

（西向宏介）



旅日記の行程図

《収蔵文書展》「海の道」の近世
～瀬戸内の景観と生活・交流の歴史～

期 間 平成 25 年 3 月 25 日 (月)
～ 6 月 8 日 (土)

場 所 広島県立文書館展示室
行 事 文書館講演会 (収蔵文書展に
関連した内容を予定)

期 日 平成 25 年 6 月 1 日 (土)
10:00～12:00

場 所 広島県立文書館 会議・研修室
講 師 西向宏介 (当館副主任研究員)

申 込 電話・葉書・FAX・Eメールで
(広島県立文書館まで)

収蔵文書の紹介
広島県の戦災復興に関する行政
文書について

東日本大震災を機に、「復興」ということが注目され、それとの関連で阪神大震災からの復興だけでなく、戦後復興、戦災復興を振り返る動きがある。同じ文脈で、原爆から復興した広島市に対する注目も集まる。現に、当館に来館した若い研究者でそうした問題関心から広島戦後復興史を研究しようとする人もいる。また、広島県ではこの関連の研究プロジェクトを立ち上げている。

広島戦後復興、特に都市の復興を考へる場合、行政文書の比重は大きい。その中核になるのは、都市計画の構想、決

定に関する文書であろう。幸い、都市計画決定に関する文書は、審議会の議事録等を含め県の計画課(のち都市計画課)の長期保存文書として、現在に至るまでほぼ完全に保存されている。当館所蔵の行政文書(保存年限が満了した廃棄予定文書を選別保存)にも、計画課、河川課、住宅課などが作成した復興事業関連の文書がある。以上は本庁で作成された文書であるが、ほかに、復興事業を進めた現場の機関である広島復興事務所(のち広島都市計画事務所、現西部建設事務所)の文書がある。現場で作成された文書だけに、進められた事業の細部が分かる。ひととおりの整理ができていたので、この文書群の概略を紹介する。

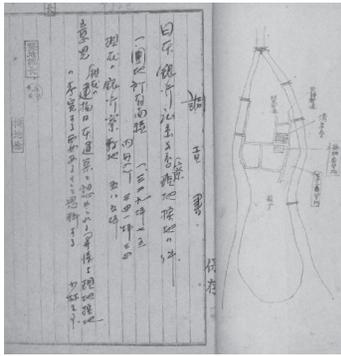
全部で一〇五七個(冊)保存されており、今回の整理では、整理担当者が文書を表のように区分した。筆者自身が整理したわけではないし、文書の中身を十分承知しているわけでもないので断言はできないが、この区分は土地区画整理事業として行われた戦災復興事業の性格を反映した区分となっている(今後、より詳細な整理の中で変更の必要が生じるであろう)。

土地区画整理事業に関する重要な決定は審議会(西部復興土地区画整理委員会、のち西部復興土地区画整理審議会)の議を経て行われる。最初に換地設計・仮換地を行い、関係者に通知する。それに対する陳情や要望が寄せられ、名義変更や

表 広島復興事務所行政文書の区分別冊数

区分	冊数
換地設計・仮換地関係	104
陳情書	71
名義変更及び協定届	70
移転等損失補償関係	34
一坪換地関係	17
審議会	105
換地計画・換地処分関係	150
換地図	150
土地権利関係	51
土地私下関係	74
廃川敷処分関係	46
清算金・特別交付金	99
訴訟・行政不服審査関係	16
登記嘱託関係	19
仮設住宅、不良・不法建築住宅関係	8
戦災復興事業関係各種資料	33
一般文書(照会・回答)	10
合計	1,057

福島川・大田川改修・安川の廃川敷処分が実施された。最後に、換地処分がなされ、精算金の支払・徴収が行われる。その際、従前の図のほか換地後の図面も作成される。換地に対しては、行政不服審査請求や訴訟が提起される場合も生じた。この文書群には、以上の過程で作成された文書が含まれているので、関係資料は、それぞれの区分のなかで、または、より詳細な区分のなかで、さらには簿冊のタイトルを見て、探し出すことが可能である。(安藤福平)



百米道路にあたる清岸寺は現在地の近くに換地を希望(右)、日本銀行広島支店寮は本建築のため現地換地を希望した(左)。

当事者間の協定が届出される。区画整理により建物等の移転(ときには行政代行)や損失補償を実施する一方、公共用地への不法建築、不法土地占有が進行し、その対策がとられる。当初予定していた公園などの規模が縮小され、余った土地の処分のため一坪換地の手法が採用された。また、保留地や県有地の払い下げ、

第38回全史料協
全国(広島)大会の開催

平成二十四年十一月八日と九日の二日間にわたり、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)の全国大会が、広島県民文化センター・鯉城会館をメイン会場として開催されました。

この大会は、全国の公文書館や図書館、歴史資料館、自治体史編さん室、大学資料室など、歴史資料の保存や利用の業務に携わる関係者が年に一度、一同に会するもので、当館が開館した一年後の平成元年十月にも広島で開催していますので、二十三年ぶりとなります。



全史料協全国(広島)大会2日目の研究会

一日目の午前は広島県立文書館と広島市公文書館の見学、午後は二会場で計四つの研修会と、総会をはさんで交流会がありました。交流会は参加者のそれぞれ有益な情報の交換の場となりました。

二日目の午前は、「東日本大震災における仙台市博物館の資料レスキュー活動」、「東日本大震災における全史料協の課題と活動方針に関する提言」、「全史料協調査・研究委員会活動のこれまでとこれから」という三本の報告がありました。仙台市博物館では震災後に、「文化財レスキュー事業」(文化庁など)や宮城資料ネットなどと連携して、仙台市内の資料レスキューを行いました。資料所蔵者へ積極的な働きかけを行わないと資料は残せないことが強調されました。

二日目の午後が大会のメインとなる「地域社会とともに歩むアーカイブズ」

今、なすべきこと」をテーマとする研究会です。昨年四月に公文書管理法が施行されましたが、震災関連の議事録が作成されていないなど、公文書として記録を残すという意識がまだ浸透していない現状が見受けられます。一方、全国の県や市などの地方自治体では、公文書管理条例を制定し、公文書を適正に管理し、保存期間が満了した公文書のうち重要なものを永久保存して広く利用していただくという動きが広がっています。

研究会では、このような自治体から、まず地元の安芸高田市から「公文書管理条例の制定と安芸高田市の文書管理改善活動」、続いて熊本県から「熊本県行政文書等の管理に関する条例について」という二本の報告の後、当館の安藤福平氏からのコメントをはさんで、フロアを含めて熱のこもった討論が行われました。

会場地下にある展示会場では、休憩時間を中心に、機関会員など八団体と二名の個人会員が各々の取組についてポスターセッションの発表を行い、参加者と活発に意見交換する姿が見られました。

大会には全国や、広島県内からも二六八名の参加者があり、盛況のうちに幕を閉じました。アンケートからは、二日間という日程の制約から、もっと時間をかけて欲しいという要望があった一方で、条例制定の過程や、公文書館がない自治体での取り組みが今後の参考になったとする意見も多く聞かれました。

平成二十三年度に収集した古文書

白井家文書(寄贈)

白井家は大正七年(一九一八)までは安芸郡本庄村(現呉市)の農家であったが、本庄水源池の築造により移転した。文書は農業日誌や、戦前に近隣の小学校教員であった父親の日記、同様に近隣小学校の教師であった姉の教育ノート、その他農業・教育関係資料など二二点。

(請求番号二〇一〇一)

塙水尾家文書(寄贈)

塙水尾家は安芸郡吉浦村(現呉市)の医家で、同家出身の普聞は、浄土真宗安芸門徒の芸轍の中心である大瀧の弟子で、「安芸の普聞」と呼ばれるほど世に知られた真宗教学の学者であった。明治・大正の当主養順は村会議員を務めた。文書は浄土真宗の經典類(板本・写本)が多い。医学書も数点伝わる。その他、明治十三〜十四年の内務省衛生局報告・安芸郡通達・広島県布達綴など七四点。

(請求番号二〇一〇二)

菅田三枝子氏所蔵資料(寄贈)

寄贈者の実家、現在の山県郡北広島町八重で保存されていた「芸州八郡・備後六郡村高書上帳」と、大正元年(一九一三)に山県郡役所が発した「産米改良二関シ小作者二告グ」。(請求番号二〇一〇三)

榎崎修策氏収集資料(寄贈)

同家は、椎茸栽培法の改良などで知ら

れる高田郡三田村(現広島市安佐北区)の榎崎圭三の榎崎家分家に当たる。文書は寄贈者の曾祖父、修策氏が収集した『中国新聞』(明治二十七〜三十二年)、『安芸津新報』(明治二十二年十月〜二十四年七月)、『芸備日日新聞』(明治二十五〜二十七年)、『朝日新聞』、『大阪朝日新聞』(明治十八〜二十五年)、『中央医事週報』(明治二十五〜二十六年)など、三六二点。

(請求番号二〇一〇四)



『安芸津新報』

岡本家文書(寄贈)

寄贈者の西尾陽二氏の四代前の義正は第三大区第一小区(現安芸郡府中村)戸長などを勤めた。文書は、祖父定太郎の妻の実家、広島藩土岡本家を出所とする浅野家系図と岡本貞誠略歴の二点。岡本家は享保頃の貞喬(または貞誠、実は四代藩主浅野綱長の庶子)が広島藩年寄を勤めるなど有力藩士であった。

(請求番号二〇一〇五)

林義孝氏所蔵資料(寄贈)

林義孝氏は、昭和三十〜四十年代にかけて、広島の名勝、縮景園内の建造物(清

風館、明月亭等)の復旧・整備工事の棟梁を務めた。文書はこれらの建築図面の青図や下図など三九点。この中には、現在縮景園には残されていない図面を含む。

(請求番号二〇一一〇六)

横路家文書(寄贈)

奴可郡田殿村(現庄原市東城町森)の横路家は、西城の大富山城主であった宮氏の末流と伝えられ、元禄九年(一六九六)に入江村から来住した吉左衛門を初代とし、同地で鑛・鉄穴を経営するとともに、同村組頭や庄屋格を勤めた。八幡村収入役を勤めた卯之助は、付近の村と共に八幡村長に就任している。文書は近世の検地帳や証書類、鉄穴関係資料、明治・大正の牧場経営や経木製造関係資料など二一九点。(請求番号二〇一一〇七)

松尾家文書(寄託)

松尾家は世羅郡青水村(現世羅郡世羅町)の医師で、享保十三年(一七二八)生まれの梅軒は、「芸備孝義伝」第三編に、娘のみると一緒に掲載された。幕末の玄真は長崎で洋学修行し、青水に帰郷して開業、第一回県会議員となり世羅郡医会を設立した。文書は松尾家系図と毛利元就感状写の二点。

(請求番号二〇一一〇八)

橋山施業森林組合文書(寄贈)

橋山施業森林組合は山県郡雄鹿原村橋山地区(現山県郡北広島町)の共有山林をもとに昭和四年(一九二九)に設立、

昭和三十年の法変更にともない解散し、その資産は財団法人橋山自治会へ寄附された。資料は組合の定款、諸規定綴、議案綴、契約書・協定書・承諾書などの重要書類など五点。

(請求番号二〇一一〇九)

溝下家文書(寄贈)

溝下家は佐伯郡上平良村(現廿日市市)の住人。明治五年(一八七二)生まれの九一は日清戦争に従軍した後帰郷し、平良村の書記、収入役を経て、明治四十三年から大正八年にかけて同村の村長を務め、辞職後も村会議員であった。文書は九一氏の「征清従軍記」や履歴のほか、証文、地券、賞状、辞令、書状など八三〇点。(請求番号二〇一一一〇)

藤下憲明氏収集文書(寄贈)

藤下氏は廿日市市上平良の郷土史家。文書三点は、同氏が地元で収集した浄土真宗西蓮寺と同村庄屋枝松家の襖の下張り。(請求番号二〇一一一一)

このほか、山県郡加計村・井上家文書(寄託、二〇〇七〇九)八七点(書状、相続資料、布達指令全報等)、中本佳春氏収集文書(寄贈、二〇〇七一一)一点(明治十年の「広島県管内略図」、高田郡佐々井村・井上家文書(寄贈、二〇〇八〇八)一〇点(土地登記書)が追加され、合計古文書は二三八、九三六点となった。

平成二十三年度の主なできごと

5月25日	文書調査員会議
5月27日	広文協総会
6月1日	中国四国地区アーカイブズウィーク(〜7日)
6月4日	文書館講演会
6月11日	古文書解説入門講座開講
7月1日	文書館の1階入口に館名サインを設置
7月4日	収蔵文書紹介展示「近世芸備地方の地誌」(〜9月30日)
7月8日	選別行政文書を県庁から中間書庫へ搬入
7月16日	続古文書解説入門講座開講
9月5日	県庁ギャラリー展示「広島県の歴史絵はがきと観光資料」
9月15日	広島大学文書館と「災害等の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力協定」を締結
10月11日	収蔵文書紹介展示「災害の記録と記憶」(12月27日)
11月25日	保存管理講習会
1月10日	収蔵文書紹介展示「草創期の広島新聞」(〜3月16日)
2月9日	広文協研修会
3月16日	文書館だより第36号発行
3月26日	収蔵文書展「広報資料からみた広島県政の歩み」(〜6月9日)
3月30日	文書館資料集7「村上家乗文久二年―三年」発行

利用案内

開館時間

- * 月〜金曜日 9時〜17時
- * 土曜日 9時〜12時

休館日

- * 日曜日、国民の祝日及び休日
- * 年末年始(12月28日〜1月4日)

交通

* JR広島駅からバス(ベイシティ經由広島港プリンスホテル方面行き)で「広島県情報プラザ前」下車、又は路面電車(紙屋町經由広島港行き)で広電本社前下車約五〇〇m、県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第三十七号

平成二十五(二〇一三)年三月十五日発行
編集発行 広島県立文書館
広島市中区千田町三丁目七-四七
電話 〇八二-二四五-八四四四
FAX 〇八二-二四五-四五四一
ホームページ
http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/monjokan/
印刷 鯉城印刷株式会社